

中教審三答申と「馳プラン」を批判する

2016年2月13日

公教育計画学会理事会

2015年12月21日、中央教育審議会（以下、中教審）三つの答申を同時に発表した。「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（以下、「教員の資質能力向上」答申）「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（以下、「チーム学校」答申）「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について」（以下、「学校と地域の連携・協働」答申）である。これを受けて、文部科学省は2016年1月25日、『次世代の学校・地域』創生プラン（通称「馳プラン」）を公表し、三つの答申を一体的に実施する工程表も明かにした。

すでに2020年に向けて学習指導要領の改訂作業は進められ、グローバル人材の育成に向けた教育内容、教育方法（アクティブ・ラーニングの導入）等の大幅な変更が目指されている。また教育行政組織の転換としての教育委員会制度の改編が2015年度から実施されており、「チーム学校」はそれに続く学校運営組織の制度的改編の具体化策である。そうした「チーム学校」政策において中心となるのは教員の質の転換である。さらに言えば、新たな学校運営組織の「正常化」を担保するためには、首長を中核とする総合教育会議だけではなく、地域社会における草の根からの「協働」という名の管理・監視システム構築も必須である。つまり、「中教審の」三つの答申は相互に深く連動して一つの政策意図の実現を構想するものである。

「教員の資質能力向上」答申の中心課題は主要には二つである。第一に、国家主導の教員の「資質能力」向上の意図が明確になっていることである。教職課程にかおける「関係法令及び教職課程の編成に当たり参考となる指針（教職課程のコアカリキュラム）」、教職課程認定の厳格化や第三者評価の導入、国が設置する独立行政法人教育研修センターの機能強化（例えば、教員免許更新講習の認定事務の遂行など）、教員採用試験への国の関与つまり共通問題作成への関与等々が示されている。その実体は教職員労働のマニュアル労働化と全国均一化である。第二に、教員免許更新制の継続を含めた教職員の研修強化という問題である。さらに加えて、グローバル人材育成に向けた諸課題に向き合うための研修を今後迫られることは必至であろう。こうした教職員の研修強化という現実では、授業活動等において子どもと向き合う時間の確保などできようはずがない。

「チーム学校」答申の内実は「教員の多忙化」論をふりまきながら、学校運営制度の新たな整備を確立する点にある。「チーム学校」は三つの層に学校職員を分ける。一層目は教員のチーム（同僚性）、二層目がスクールソーシャルワーカーなどの「チーム学校」として認められた学校職員、そして三層目は「チーム学校」の要員として認められない多種多様な職員と学生（学校インターンシップ中の者も含む）、保護者や地元住民等によるボランティアである。「チーム」とはいつても、多様な職種の学校職員が職域の違いを超えて同僚として学校教育に当たるのではなく、一層目が他の層を管理するピラミッド型の学校管理組織が志向されている。

この中で、教員の非正規化がさらに拡大する一方、正規採用教員は校務分掌上の負担がさらに増すだろう。また、非正規化の次の段階として推進されるのが業務の委託化であり、部活動の外部化には多大の予算をつけようとする動向にその典型がみられる。しかも、このような多岐にわたる学校職員の任用を調整するには教員出身の管理職では困難が予想されるため、行政職員への管理的業務負担の期待も「チーム学校」では示されている。

「学校と地域の連携・協働」答申は、学校と地域や保護者との関係を強化し、地域全体で子どもを育てるとしているが、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の必置まで踏み込んでいない。その代り、校長のリーダーシップを応援するという形で学校運営組織を強化するために地域からの協力を大幅に図ろうとする点に特徴がある。また、これまでの学校支援地域本部を解体し、地域学校協働本部の構築へ転換しようとする。これは「放課後子供教室」の管理運営等を一体的に地域ボランティアや企業、NPOに開放しようとする政策であり、教育行政の外部化の一つでもある。

ところで、「馳プラン」の工程表では、「チーム学校」答申等三つの答申が目指す改革については今通常国会での法案上程を見送り 2017 年以降とし、新学習指導要領実施時期の 2020 年度にあわせて新たな学校運営体制を構築するとしている。うがった見方をするなら、今夏の参院選など国政選挙の結果を見据えて一気に公教育制度の抜本的改編を企図していると指摘できなくもない。この点も注意が必要である。

最後に以上の三つの答申と関わって、指摘する必要があるのは、2016 年度地方財政計画で地方交付税の基準財政需要額の在り方を変更し、「トップランナー方式」に切り替えたことである。2016 年度でターゲットにした 16 業務の中には、「学校用務事務」の民間委託化、「学校給食（調理、運搬）」の民間委託化、「体育館管理等」の指定管理者制度導入、そして「庶務業務（人事、給与、旅費、福利厚生等）」の集約化が含まれている。また、2017 年度では「公立大学運営」の地方独立行政法人化、「図書館管理等」の指定管理者制度導入、そして自治体「窓口業務」のアウトソーシング化が示されている。公立学校をはじめとして教育関係組織は、地方自治体のなかにあっても、いわゆる「合理化」が進まない領域であった。今回の地方財政計画に示された集中的な合理化をベースにして、中教審三答申の具体化が推進されようとしていることは注目すべき点である。

以上のように、公教育計画学会理事会は中教審の三答申にみられる教育政策を批判する声明を公にするとともに、学会として地方自治を基盤とする公教育、学校、教育職員の在り方を粘り強く追究していくことをここに明記する。その作業の一つとして 3 月 13 日、研究集会（於：京都精華大学）を企画・開催する。